

ごあいさつ

近年、人口減少や高齢化の進展などの社会情勢の大きな変化に直面する中、全国的に空き家の発生が大きな社会問題となっております。特に、適切な管理が行われていない空家等は、防災、防犯、安全、衛生、景観など様々な面において周辺的生活環境に悪影響を及ぼしており、早急な対策が求められております。

このような中、国においては、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月に全面施行されました。この法の制定により、市町村の責務として、空家等に関する対策の実施や必要な措置を適切に講ずるよう努めることが位置付けられました。

平成25年の住宅土地統計調査によれば、本市の空き家率は16.1%であり、全国の空き家率13.5%と比べて高い割合となっております。また、平成23年に全市域を対象として行った老朽危険家屋調査のデータを基に、追跡調査や平成27年に実態調査を行った結果、市内の空き家の数は約3,000戸で、このうち老朽化による倒壊のおそれがある等の危険な空き家が約600戸存在しており、深刻な問題となっております。

今回策定いたしました「新居浜市空家等対策計画」は、法の規定に基づき、本市の空家等対策の方向性等についての基本的な方針を示すものでございます。

今後、この計画に基づいて空家等対策を推進し、安全で安心なまちづくりに努めてまいりますので、皆様方のお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提案を賜りました新居浜市空家等対策協議会の委員の皆様をはじめ、ご意見、ご提言をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成29年3月



新居浜市長 石川 勝行